# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年８月17日 |
| 【会社名】 | 株式会社有沢製作所 |
| 【英訳名】 | Arisawa Mfg.Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　有沢　悠太 |
| 【本店の所在の場所】 | 新潟県上越市南本町１丁目５番５号 |
| 【電話番号】 | 025－524－5124 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部　統括　　松矢　英一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 新潟県上越市南本町１丁目５番５号 |
| 【電話番号】 | 025－524－5124 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部　統括　　松矢　英一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社有沢製作所東京支店<br>（東京都台東区柳橋２丁目12番５号）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の使用人等にストック・オプションとして新株予約権を平成28年8月16日に割当てることを決議したとして、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成28年6月24日に臨時報告書を提出しておりますが、平成28年8月16日に未決定事項が決定し関連事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

(4) 発行価額の総額
(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

## 3【訂正内容】

訂正箇所には__下線を付しております。

(4) 発行価額の総額

（訂正前）

0円

（訂正後）

148,356,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

未定

新株予約権行使時に払込みすべき金額は、割当日において決定される１株当たりの払込金額に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。１株当たりの払込金額は、株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の割当日の終値及びその日に先立つ終値の存する６直近日（割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値の存する７直近日）の単純平均値に1.05を乗じた金額とし１円未満は切り上げるものとする。ただし、その価額が割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る金額で新株式の発行（ストック・オプションの権利行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（訂正後）

１株当たりの払込金額　　536円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

**また、時価を下回る金額で新株式の発行（ストック・オプションの権利行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。**

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

**なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。**

**(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額**

**（訂正前）**

**未定**

**新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。**

**（訂正後）**

**１株当たりの資本繰入額　　317円**